

# 碑文谷六丁目自治会会報

2019年3月13日

第6号

会長兼編集人：小宮

皆様お元気ですか？

## ○ 小学校新1年生のお祝い

2019年4月に小学校1年生として入学する方に、自治会からお祝いをお贈り致します。添付の申込書を該当者の保護者の方は、碑文谷公園の火の番小屋の郵便受けに3月31日(日)までに投函して下さい。

## ○ 総会のお知らせ

日時：平成30年4月17日(水) 午後7時  
場所：鷹番住区センター2階会議室  
議題：2018年度活動報告、決算報告、  
2019年度活動報告案、予算案  
青年部、消火隊、清掃協力会の報告  
2019・2020年度の役員選出  
資料等の準備のため、必ず出席通知をお出してください。

締切日は3月31日(日)です。

## ○ サポートのお願い

自治会は自治会独自の行事もありますし、鷹番住区の行事も応援しています。

どこの自治会、町会でもこれらをサポートする方が不足しており六丁目自治会も例外ではありません。役員でなくても是非お手伝いをお願いします。一部だけでも構いません。年齢性別を問いませんので地域の行事の存続のために積極的な参加をお願いします。

連絡先 会長 小宮邦治 3716-9075

## ○ 孤独死

残念なことに六丁目内で孤独死がありました。管理人が常駐しない集合住宅です。

向こう三軒両隣という関係を維持頂き普段と何か違うと感じたら、躊躇わず警察に連絡して下さい。

## ○ ごみ出しと資源ゴミ報奨金

4月に転勤等で新しく碑文谷六丁目に住む方が多くなります。家主の方はごみ出し日・資源の回収日を周知して下さい。曜日を間違い回収されずに放置されたごみや、夜間のごみ出しは周りの住民の迷惑になります。カラスの食い散らかしの原因になります。

資源ゴミ報奨金は1キロ4円です。

7月から12月に新聞・雑誌・ダンボール・布類の計38590キロの回収があり、154360円になりました。自治会の寄付金の財源になりますので、資源ゴミは必ず水曜日にお出し下さい。

## ○ 回覧板の引き継ぎ

現お世話人さんは4月末に、2019年度の新世話人さんに回覧板を引き継いで下さい。

1年間の活動ご苦労さまでした。

## ○ 会員への注意喚起

見かけない若者や見知らぬ外国人の出入りが多い建物に気が付いた場合は会長に連絡して下さい。振り込め詐欺の拠点や違法民泊場所になっているかもしれません。

## 自治会活動の終了について

2019. 3. 13

碑文谷六丁目自治会の運営は2019・2020年度までとします。

2021・2022・2023・2024年度は碑文谷六丁目維持会として、現在の役員8人が77歳を目安として退任するので、その時点の在籍する人数で出来る行事や業務だけを行います。この間自治会費の集金はしないで、積立金を取り崩して運営して終了時にほぼゼロに致します。

碑文谷六丁目の世帯数は約1000、自治会費をお支払頂いている世帯は一戸建てが約400、集合住宅が約300です。集合住宅は管理会社が一括し集金しており、自治会の認識は一戸建て世帯より相対的に低く、一戸建て世帯も会費を支払うだけでの世帯が大半でやはりその認識は高いとは言えません。

自治会運営の比重は4/8が目黒区・東京都・国からの人の推薦(実態は人探しです)、1/8が自治会の執行役員探し、1/8が会の運営の為の名簿、帳簿や集金の資料作成、1/8が会の行事实施(夜回り等)、残り1/8が地域の各種の会議への出席です。

人の推薦について

保護司 1人、民生委員 2人、選挙の委員と立会人 2人、明るい選挙推進委員 1人、国勢調査員 17人、赤十字の幹事と奉仕員 4人、共同募金の支部長 1人、避難所運営委員 最低12人 以上の計40人

現在引き受けて頂いている方々には本当に感謝していますが、今後退任する方の後任を探すことは非常に困難です。

何故なら会員各人には何らかの理由があるにせよ、自治会はある方が良いが、自分はそのための義務や責任の伴うことはしたくないと言う方が大半だからです。

人の推薦業務がなければ役員になる方が出てくる可能性があるかも知れないこと、又2019年度からは人の推薦が確約出来ないことから、目黒区からの事務委託補助金\*約24万円は受けません。人の推薦は出来る範囲で行い、出来ないことは出来ないという姿勢に変えます。 \*目黒区の事務委託の内容

①チラシと回覧の配布 ②区・地域等の様々な会に出席する ③人の推薦

①と②は出来るだけ継続しますが、目黒区町会連合は2020.3に、役員数がさらに少なくなり住区活動も出来なくなるので鷹番住区から2021.3に退会します。

毎年回覧している「自治会がなくなったらどうなるでしょうか？」の資料にあるように、私道の防犯灯17か所の電気料金は自治会と区の補助金で支払っていますので、防犯灯を外すか、その周りの世帯で集金して支払うかを終了時に決めて頂きます。

防犯灯の数

一部 3か所、三部 1か所、四部 3か所、五部 4か所、七部 6か所

貴方が上記記載の地域の役か自治会執行役員に手を上げない限り自治会は無くなります。

碑文谷6丁目自治会会長 小宮邦治

w7-7